

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額（44 万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を 44 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 1 日から同年 8 月 21 日まで

私は、申立期間当時、株式会社Aに役員として勤務し、営業等を担当していた。在職中に給与が引き下げられたことはなかったが、申立期間の標準報酬月額が 44 万円から 9 万 8,000 円に減額された記録となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 44 万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 3 年 11 月 1 日）の後の 4 年 3 月 7 日付けで、遡及して 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる上、申立人以外の 19 人についても、同日付けで遡及して標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

一方、株式会社Aの開鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間において、同社の取締役であったことが確認できるところ、雇用保険の記録から、申立人は、標準報酬月額の減額訂正が行われた平成 4 年 3 月 7 日より前の 3 年 8 月 20 日に同社を離職していることが確認できる上、申立人自身は、「在職中は、営業等を担当しており、社会保険業務には関わっていなかった。退職後に私の標準報酬月額を遡及して減額するとの説明を受けたこともない。」と述べており、別の取締役は、「申立人は、営業等の担当であった。社会保険関係の手続は事務の女性が担当していたが、権限は代表取締役が有していた。」と証言していることを踏まえると、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで
亡父が昭和47年3月に、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと聞いていたが、申立期間が未納となっており驚いている。
両親は未納無く保険料を納めたと聞いているので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「亡父が昭和47年3月に、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと聞いている。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは49年8月16日（実際の加入手続は、申立人の前後に手帳記号番号が払い出された者の資格取得日及び納付日から、49年9月から同年11月頃と推認）であり、47年*月*日に遡及して資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、遡及して資格を取得した期間のうち、申立期間よりも前の昭和47年3月から48年3月までの期間、及び後の48年10月以降の国民年金保険料については納付済みとされているところ、国民年金被保険者台帳及び現金納付者名簿から、50年12月27日に、47年3月から48年3月までの保険料を特例納付し、48年10月から49年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、当該保険料を納付した時点では、特例納付については、納付可能な期間が36年4月から48年3月までであり、過年度保険料については、時効に至らない納付可能な期間が48年10月以降であり、申立期間については、特例納付も過年度納付もできなかったことが確認できる。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与してお

らず、申立人の保険料を納付したとされる父親は既に死亡しており、納付状況等について聴取することができない上、父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年8月1日から平成3年10月16日まで
② 平成3年10月16日から5年9月1日まで
③ 平成5年9月1日から7年4月16日まで

私は、申立期間①についてはA株式会社で、申立期間②については株式会社Bで、申立期間③については株式会社Bから業務移譲された株式会社C（現在は合併して、株式会社D）で、E職として働いた。

家賃及び光熱費は会社負担であり、現物給与として標準報酬月額に加算されるべきものであるが、標準報酬月額には含まれていないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「E職としてA株式会社に雇用され、家賃及び光熱費は会社負担であったが、これらの現物給与が標準報酬月額に含まれていないので訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、A株式会社では、「E職の家賃及び光熱費は当社の負担ではなく、F事業所が負担していたので、現物給与ではない。また、申立人に係る資料は残っていない。」と回答している。

また、申立人から提出された平成3年9月及び同年10月の給与支給明細書によると、支給欄に現物給与の記載は無く、控除欄に記載された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、申立人から提出された平成2年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から試算した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険の額を加算した額と一致している。

2 申立期間②について、申立人は、「E職として株式会社Bに雇用され、家

賃及び光熱費は会社負担であったが、これらの現物給与が標準報酬月額に含まれていないので訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、株式会社Bでは、「E職の家賃及び光熱費については報酬に含めていなかった。」と回答している上、同社が保管する、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（平成4年10月定時決定）」をみると、「現物によるものの額」の欄は空欄であり、「金銭によるものの額」のみを届け出ていることが確認できる。

また、株式会社Bが保管する申立人に係る申立期間②の給料台帳によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

なお、申立人が所持する、株式会社Bが発行した「E職の労働条件等について」には、「家賃、光熱費等は株式会社Gが負担する。」と記載されており、株式会社Bの関連会社である株式会社Gが負担していたことがうかがえる。

- 3 申立期間③について、申立人は、「私が行っていたE職の業務が、株式会社Bから関連会社の株式会社Cに移譲されたが、引き続きE職の業務を行った。勤務形態及び給与条件等は従前どおりであり、家賃及び光熱費は変わらず会社負担であったが、これらの現物給与が標準報酬月額に含まれていないので訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、株式会社Dでは、「株式会社Cの元給与担当者に確認したところ、会社はE職の家賃や光熱費を負担していなかったため、それらを報酬に含めて処理したことはない」と述べている。」と回答している。

また、申立人から提出された株式会社Cとの嘱託雇用契約書及び株式会社Bの辞令によると、両社とも手当としての現物給与の計上は無く、手当の種類及び金額は同じであることが確認できることから、株式会社Cに係る給与明細書等が無いものの、株式会社Bと同様の報酬月額及び厚生年金保険料控除額であったと推認される。

このほか、申立期間③について、申立人が現物給与であったと主張する家賃及び光熱費に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 10 月から株式会社Aに事務担当者として勤務した。当時は2、3か月程度の試用期間があったので、厚生年金保険には45年1月から加入していたはずだが、資格取得日が同年8月1日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 44 年 10 月から株式会社Aに勤務した。当時は2、3か月程度の試用期間があったので、厚生年金保険には45年1月から加入していたはずだが、資格取得日が同年8月1日となっている。」と主張しているところ、雇用保険の記録から、申立人は、44年9月22日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社Aは、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて聴取することができない上、当時の事務担当者は、「試用期間はあったが、どのくらいの期間であったかについては記憶していない。」と証言している。

また、オンライン記録によると、株式会社Aにおいて、申立人と同日の昭和45年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が4人確認できるところ、当該4人は、既に死亡又は連絡先不明のため照会することができないものの、ほかの同僚によると、このうち二人については、「厚生年金保険の資格取得年月日の1年ぐらい前から勤務していた。」と証言しており、申立人より後に資格を取得している別の二人の同僚は、「入社してから1年ぐらいたった後に厚生年金保険に加入した。」と証言していることを踏まえ

ると、申立期間当時の試用期間は1年程度であったことがうかがえる。

なお、昭和44年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は、「当時の試用期間は3か月ぐらいであった。」と述べていることから、株式会社Aでの試用期間の取扱いは、この頃までは3か月ぐらいであったものと考えられる。

さらに、前述の事務担当者は、「厚生年金保険に加入する前に、給与から保険料を控除することはなかった。」と証言している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
② 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

私は、申立期間①及び②について、父親と近所の二人と共に、A事業所のB現場の主任に連れられ、同現場でC作業員（D職）として勤務した。

給与から厚生年金保険料が控除されていたように思うので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人は、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所では、「申立人の勤務事実が確認できる資料及び当時の厚生年金保険の取扱いが確認できる資料等は保存されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間①において、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚3人についても、厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、A事業所における申立期間①及びその前後の年度の厚生年金保険の資格取得者数の年度別推移をみると、昭和 32 年度は 448 人、34 年度は 468 人であることが確認できる一方で、申立期間①の 33 年度は 4 人のみであり、この 4 人は、翌年度の 34 年度から共済組合に加入していることが確認でき、このうちの二人は、「試験に合格したが、採用枠が無かったので正式採用されるまでの臨時採用期間中であつた。」と証言し、他の二人は、「内勤職員であつた。」と証言していることから、同事業所では、申立期間①を含む 33 年度当時、C作業員については厚生年金保険に加入させ

る取扱いをしていなかったことがうかがえる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

2 申立期間②について、当時の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人は、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所では、「申立人の勤務事実が確認できる資料及び当時の厚生年金保険の取扱いが確認できる資料等は保存されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間②において、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚3人についても、厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立人と同様に、A事業所のB現場にC作業員として勤務していた者は、「私は、D職として長年勤務したが、そのうちの数年間について、厚生年金保険の加入記録が無い。」と述べているところ、オンライン記録から、この者は同事業所において、昭和29年度から31年度までの期間及び37年度から46年度までの期間については、厚生年金保険に加入していることが確認できるが、申立期間①及び②を含む32年度から36年度までの期間については、厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

3 このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。